



内閣感染症
危機管理統括庁

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」 における各分野のフォローアップ概要

令和7年6月27日
内閣感染症危機管理統括庁

- () は、令和7年6月27日新型インフルエンザ等対策推進会議資料2-1「「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」のフォローアップ一覧表（準備期）」の番号を記載しています。
- 【 】 は、担当省庁の略称を記載しています。
内閣感染症危機管理統括庁：統、内閣府健康・医療戦略推進事務局：内、デジタル庁：デ、総務省：総、法務省：法、出入国在留管理庁：入、外務省：外、財務省：財、文部科学省：文、厚生労働省：厚、農林水産省：農、経済産業省：経、国土交通省：国、環境省：環、防衛省：防
なお、何も記載していない場合には、担当省庁は厚生労働省としています。

①実施体制

政府行動計画のポイント

- 平時から、国、JIHS、地方公共団体、指定（地方）公共機関及び医療機関等の関係者間における情報共有や実践的な訓練の実施等の取組を進め、多様な主体間での連携体制を強化する
- 国及びJIHSにおいて、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材の育成や人員確保、活用を進める
- 初動期の段階で、統括庁及び厚生労働省の体制を強化し、関係省庁やJIHS、地方公共団体と緊密に連携しながら対策を実施する
- 国や都道府県は、必要に応じて感染症法や新型インフル特措法に基づく総合調整や指示を行いながら、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する

令和6年度までの主な取組

【実践的な訓練の実施】

- 有事における政府の初動対応を確認する目的で、総理以下全閣僚出席の政府対策本部（訓練）、関係省庁対策会議（訓練）、国と都道府県との緊急連絡会議訓練、情報連携訓練などの「感染症危機管理対応訓練」を実施。（2）【統】
- 国と都道府県との緊急連絡会議訓練や都道府県が実施する、知事参加の対策本部設置訓練や、現場での対応訓練など、多数の機関が参加する実践的な訓練について技術的支援の実施等を通じて、国と都道府県等の連携体制の確認や体制構築の訓練を実施。（15、18）【統】

【関係者間における情報共有】

- 地域ブロック会議や全国感染症危機管理担当部局長会議、感染症危機管理に関する国・地方の実務担当者意見交換会等を通じて国と都道府県等の間で平時からの情報共有を実施。（18）【統】
- 関連分野（感染症疫学、工学、経済学等）の専門家等との意見交換会、新型インフルエンザ等対策推進会議、統括庁主催シンポジウム等を通じて、専門家との連携を強化。（6）【統】

【専門人材の育成、確保等】

- 地域の感染症危機管理においてリーダーシップを発揮することができる人材を育成するための感染症危機管理リーダーシップ研修を実施（令和6年度から開始。令和6年度は16人修了）。（16）
- 国立感染症研究所の実地疫学専門家養成コース（FETP）を通じて疫学専門家等を養成（令和7年3月時点で128人修了）。（16）
- 感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラムにおいて、国内外の感染症危機管理に対応できる人材を養成（平成27年度から開始。合計29人修了）。（16）

令和7年度以降の主な取組方針

- 令和6年度の訓練で得た知見等を踏まえ、引き続き、タイムラインの周知・活用を含む感染症危機管理対応訓練を実施し、初動対応の練度を向上。（2）【統】
- 都道府県との意見交換の場を設けるとともに、平時から、統括庁、厚生労働省、JIHSにおいて定期的に情報を共有。（9、18）【統、厚】
- 感染症危機管理リーダーシップ研修やFETPを通じた疫学専門家等の養成、IDES養成プログラムを継続。（16）

②情報収集・分析

政府行動計画のポイント

- JIHSを中心とした**感染症インテリジェンス体制を整備**し、国内外の関係機関や専門家との**ネットワークを形成、維持・向上**させる
- 臨床情報の収集に当たっては、**迅速な情報収集・分析に向けてDXを推進**する
- 社会経済活動との両立を見据え、感染症対策の判断に際しては、**感染症、医療の状況の包括的なリスク評価**を行うとともに、**国民生活及び国民経済の状況を把握**する

令和6年度までの主な取組

【感染症インテリジェンス体制の整備】

- **国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターと連携**し、平時から収集した感染症発生事案については、**情報の初期分析やリスク評価**を行い、迅速に関係者に共有し、**政策上の意思決定及び実務上の判断に活用**するため、平時から関係者に情報共有を行う仕組みを整備。（37）

【国内外のネットワークの形成】

- 平時より、国際的な感染症情報に関して二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組み（WHO、世界健康安全保障イニシアティブ（GHSI）や日中韓三国保健大臣会合等）による連携、在外公館やJICA等の様々な関係機関との連携等により情報を収集・分析。（32）
- 欧州疾病管理センター（ECDC）との協力覚書締結や、令和6年の第17回日中韓三国保健大臣会合において、将来的な公衆衛生上の緊急事態等の課題に対応できるよう、日中韓3か国での情報共有等の取組について、継続的な協力を確認。（32）

【DXの推進】

- **令和6年4月より新興・再興感染症データバンク（REBIND）を発展的に拡張**し、平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる感染症臨床研究ネットワークを構築。（40）
- 医療機関における感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、**電子カルテと発生届の連携に向け、感染症法の改正を含む医療法等一部改正法案を第217回国会に提出**。（40）

【国民生活・国民経済の状況の把握】

- 関連分野の専門家及び関係省庁等（厚生労働省、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター）と協力し、有事に速やかに調査分析の結果を出すための準備として、**社会・経済指標セットの候補を検討**し、データの取得等における課題を整理。（36）
【統】

令和7年度以降の主な取組方針

- JIHSと連携のうえ、情報収集・分析やリスク評価を行い、これらを活用し、政策上の意思決定や実務上の判断を実施。（37）
- 感染症臨床研究ネットワークを令和7年度より本格事業化するほか、電子カルテと発生届の連携についても引き続き検討を実施。（40）
- 引き続き、以下の取組等を実施。
 - 二国間及び多国間における感染症情報の共有等の協働の枠組みの維持・向上と関係国との間の連携を継続する。（32）
 - JIHS等と連携して研究の実施等を行い、データの収集・分析の準備を進める。（36）【統】

③サーベイランス

政府行動計画のポイント

- 関係機関との連携強化を含む**感染症サーベイランスの実施体制の構築**や電子カルテと発生届の連携に向けた検討を進める等の**DXの推進**を行う
- **平時から感染症サーベイランスを実施**するとともに、有事には速やかに当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する等、**状況に応じた感染症サーベイランスを実施**する
- リスク評価に基づき、全国的な感染症サーベイランス強化、感染症の特徴及び流行状況を踏まえた感染症サーベイランスの対象及び届出対象者の重点化や効率化等の必要性を評価する

令和6年度までの主な取組

【実施体制の構築】

- 感染症事案が生じた場合は、必要に応じて各省庁や国立感染症研究所が参加する会議等においても共有し、リスク評価を実施。〔43〕
- **実地疫学専門家養成コース（FETP）**を通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進を実施。（令和7年3月時点で128人修了）〔44〕
- 平時より、国際的な感染症情報に関して**WHO等と連携**し、情報共有・交換を実施。〔45〕

【DXの推進】

- 平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる**感染症臨床研究ネットワーク**を構築。〔51〕
- 医療機関における感染症法に基づく発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、**電子カルテと発生届の連携に向け、感染症法の改正を含む医療法等一部改正法案を第217回国会に提出**。〔51〕

【平時に行う感染症サーベイランス】

- 感染症法に基づく感染症の発生動向の把握、**下水サーベイランスを実施**。〔46〕【厚、国】
- **感染症サーベイランスシステム及びPathoGenS***において情報を収集し、得られた情報について自治体へ還元するとともに、全国の発生状況の集計値について、毎週火曜に**感染症発生動向調査週報（IDWR）**において公表等を実施。〔47〕
※ 病原体のゲノム情報を集約するシステム（Pathogen Genomic data collection System）
- 自治体等に対して、鳥インフルエンザ（H5N1）に関する情報共有をはじめ、積極的疫学調査及び検査の実施等について依頼。各都道府県の家畜保健衛生所と連携して、農場などに異状発見時の早期通報を促進し、国内の鳥インフルエンザの発生状況を把握。また、死亡野鳥等を対象に調査を行い、鳥インフルエンザの発生状況を把握。〔48〕【厚、農、環】

令和7年度以降の主な取組方針

- 引き続き、WHO等と連携して、国際的な感染症情報を共有・交換。〔45〕
- 感染症臨床研究ネットワークを令和7年度より本格事業化するほか、電子カルテと発生届の連携についても引き続き検討を実施。〔51〕
- 令和7年度より、急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスを開始するとともに、下水サーベイランスの対象自治体を拡大。〔46、47〕
- 鳥インフルエンザ等の人獣共通感染症について、各機関において情報収集を行うとともに、得られた情報を共有し、連携して対策を実施。〔48〕【厚、農、環】

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

政府行動計画のポイント

- 感染症危機においては、情報の錯綜、**偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布**のおそれ
- 感染症対策を効果的に行うため、**可能な限り双方向のコミュニケーション**を行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、国民等が適切に判断・行動
- **平時から、感染症等に関する普及啓発、リスコミ体制の整備、情報提供・共有の方法の整理**

令和6年度までの主な取組

【感染症に関する情報提供・共有】

- 広報・啓発資料として、やさしい日本語や英語などの多言語版を含む**3種類のリーフレット**（「**基本的な感染対策**」「**次の感染症危機に備えましょう**」「**感染症に関する偏見や差別をなくしましょう**」）を作成・公表。（53）【統、厚】

【偏見・差別等、偽・誤情報に関する啓発】

- 「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」を啓発活動強調事項に掲げ、**人権教室の開催、動画配信サイトでの啓発資料の公表**等の人権啓発活動を実施。（54）【法】
- 一般的な偽・誤情報対策として、**偽・誤情報に関する啓発教材「ニセ・誤情報にだまされないために」**を改訂。国民一人一人のリテラシー向上に向けて官民連携プロジェクト「**DIGITAL POSITIVE ACTION**」を立ち上げ。（55）【総】

【迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備】

- 「**新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン**」の**全面改定**等を通じて、関係省庁がワンボイスで情報提供・共有を行う方法等を整理。（59）【統】
- 地方公共団体や業界団体等との間で意見交換会等を実施し、**新型インフルエンザ等対策に関する情報提供・共有**を行ったほか、**感染症の特徴や発生状況、感染拡大に備えた体制の確認**等を実施。（60）【統】

【双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進】

- 「**感染症危機におけるリスクコミュニケーションに関する研究**」を実施し、同研究の報告書において、有事への備えとして平時から必要となる**リスクコミュニケーションの基本的な考え方や、優良な実践事例の紹介**を含む具体的な実施方法、留意点等についてとりまとめて公表。（63）【統】

令和7年度以降の主な取組方針

- 感染症に関する情報や感染対策等については、JIHS等の関係機関等とも連携しつつ、引き続き、適時に有用かつ信頼性の高い情報を提供。（53）【統、厚】
- 地方公共団体に対し、**新型インフルエンザ等感染症等の患者発生時における個別事例情報の公表**の考え方を提示。（61）
- 統括庁ウェブサイトのアクセス状況等を分析し、**正確な情報発信**を実施。（63）【統】
- アンケート調査等を通じ、国民等の感染症に対する意識等をより具体的に把握し、**リスクコミュニケーションを充実・改善**。（65）【統、厚】

⑤水際対策

政府行動計画のポイント

- 国内への新型インフルエンザ等の**病原体の侵入をできる限り遅らせ**、国内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する**準備のための時間を確保**する。また、帰国を希望する在外邦人の円滑な帰国を実施する
- 水際対策の決定に当たっては、病原体の性状等の状況を踏まえ、**対策の有効性や対策が国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案**し、その内容を検討し、実施する
- 水際対策については、**新たな情報を踏まえ、適切な対策へ切り替える**とともに、状況の進展に応じて必要性の低下した対策については、縮小・中止する等見直しを行う

令和6年度までの主な取組

【病原体の侵入をできる限り遅らせ、準備時間を確保】

- 成田空港検疫所をはじめとする**全国の検疫所**（海港27カ所、空港29カ所）において関係機関と**総合訓練を実施**。（66）【入、財、厚、国】
- 検疫所において、有事に対応できる水準として定めた数を満たす、**1日あたり約1,600件のPCR検査が可能**な体制確保に加えて、必要に応じて地方衛生研究所と協定を締結するなどの協力体制も構築。（69）
- 検疫所において、隔離・停留に必要な施設等との協定等を締結。（医療機関：169機関、民間救急等：47機関、宿泊施設：約2.6万室）（67、68）

【新たな情報を踏まえ、適切な対策へ切り替え】

- 国際的な感染症情報に関して、国立感染症研究所や国立国際医療研究センター、WHOと連携し、情報共有・情報交換を実施。また、必要に応じて、外務省と連携し、諸外国における水際対策に関する情報を収集。（72）

【帰国を希望する在外邦人の円滑な帰国の実施】

- 「たびレジ」や在留届の登録者に対して、情報を提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築。（73）【外】
- 防衛省・自衛隊としては、外務省からの依頼に基づき、邦人退避の部隊を速やかに派遣できるよう待機態勢を確保。〔146〕【防】
※〔 〕は、令和7年6月27日新型インフルエンザ等対策推進会議資料2-2「「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」のフォローアップ一覧表（初動期・対応期）」の番号を記載しています。

令和7年度以降の主な取組方針

- 待機施設や患者移送体制については、定期的に状況を確認し、必要に応じて更新等を行うことにより体制を確保。（68）
- 検疫所職員の技術研修や検査機器の更新、地方衛生研究所との協力体制の確保等、今後も必要に応じて措置を実施。（69）
- JIHS、WHO、外務省等と連携し、国際的な感染症情報や水際対策に関する情報を収集。（72）

⑥まん延防止

政府行動計画のポイント

- 適切な医療の提供とあわせてまん延防止対策を講ずることで、**感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制が対応可能な範囲内に患者数を抑制**
- 病原体の性状の変化や、ワクチンや治療薬等の開発や普及等の状況の変化に応じ、感染症対策の基本的方針を柔軟かつ機動的に切り替える考え方を提示**
- 必要に応じてまん延防止等重点措置や緊急事態措置を含めた**強度の高いまん延防止対策を行う場合の勘案事項**を整理

令和6年度までの主な取組

【対策の実施に係る参考指標等の検討】

- 関連分野の専門家との意見交換等を通じて、**まん延防止対策の実施等にあたり参考とすべき社会・経済分野のデータの内容等を整理**。(75)【統】

【まん延防止対策への理解や準備の促進等】

- 広報・啓発資料として、**3種類のリーフレット**（「**基本的な感染対策**」「**次の感染症危機に備えましょう**」「**感染症に関する偏見や差別をなくしましょう**」）を作成・公表。(76)【統、厚】

- 感染症に対する基本的な対策について、HPやSNS等を活用して周知。(77)
- 年2回開催している都道府県教育委員会等の担当者が集まる**学校保健に係る会議**の場で、平時から求められる感染症対策や感染流行時等に検討することが考えられる**感染症対策について周知**。(77)【文】
- 令和6年8月以降、委託調査事業において、感染症有事に業種別ガイドラインを作成する際の参考資料とすることを主たる目的とした「**事業者の参考のための感染症対策の解説**」を作成。(78)【統】

令和7年度以降の主な取組方針

- 令和7年度を目途に、全面改定された「**新型インフルエンザ等対策政府行動計画**」に関する更なる広報資材の作成を行うとともに、作成した広報物については、各都道府県を始めとする関係機関に積極的に周知。(78)【統】
- 引き続き、以下の取組等を実施。
- 社会科学等に関連した情報分析等を通じて、参考指標等を最適化。(75)【統】
 - 都道府県教育委員会等の担当者が集まる学校保健に係る会議の場で、学校において平時から求められる感染症対策や感染流行時等に一時的に検討することが考えられる**感染症対策について周知**。(77)【文】

⑦ ワクチン

政府行動計画のポイント

- 「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、**重点感染症を対象としたワクチンの研究開発**を平時から推進し、**研究開発の基盤を強化**。有事には、平時から構築された研究開発体制に基づき、大学等研究機関や製薬関連企業における研究開発を推進・支援する
- 平時から**予防接種事務のデジタル化**や接種の具体的な実施方法の検討等、着実に準備を進める。有事において速やかに**有効なワクチンを開発・製造・確保し、必要量を各接種場所に迅速に供給の上、円滑な接種を実施**する
- ワクチンに関し、**科学的根拠に基づく正しい情報の提供**を通じ、国民の理解を促進する

令和6年度までの主な取組

【研究開発】

- 令和6年度において、厚生科学審議会感染症部会危機対応医薬品等に関する小委員会の下に「重点感染症作業班」を設置し、**重点感染症の見直しの議論を開始し、結論を得た。**（86）
- SCARDAの支援の下、「**ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業**」で採択された大学での基礎研究等を支援し、プレパンデミックワクチンの備蓄に資する研究の成果を得た（令和6年度）。これらの研究成果は一部「**ワクチン・新規モダリティ研究開発事業**」へも導出し、**ワクチン開発として累計9課題、革新的な新規モダリティの研究課題として累計30課題を採択し、実用化に向けた研究開発を支援を実施**（令和3年度～令和6年度）。（83）【内、文】
- 国内企業が重点感染症に対するワクチン開発の経験を重ね、必要な知見・技術を集積していくことを目的に、「**ワクチン大規模臨床試験等支援基金**」を設置し、令和6年度に2事業を採択。（83）

令和7年度以降の主な取組方針

- 大規模臨床試験等に伴う費用補助を適切に執行するとともに、「**ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業**」や「**ワクチン・新規モダリティ研究開発事業**」を継続し、国産ワクチン開発に資する研究開発を支援。（83）【内、文】
- 予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム及び集合契約システム、予防接種データベースを令和8年度までに構築。（113、118）
- ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業を通じ、デュアルユースのワクチン製造拠点の整備を着実に実施。（101）【経】

【デジタル化の推進】

- スマートフォン等を用いた予診票入力**や、マイナンバーカードの接種券としての利用、**マイナポータルからの接種勧奨**や**接種履歴の確認**等が可能な、デジタル庁が開発したシステムを活用し、希望自治体で**先行実施事業を令和5年度から開始**。当該取組による課題を踏まえつつ、**予診情報・予防接種記録管理/請求支払システム及び集合契約システムの開発に着手**。（113）
- 予防接種の有効性等の向上を図る調査等を行うことを目的とし、予予システム・集合契約システムに記録された情報やPMDAの副反応疑い報告に係る情報を匿名化して集約する**予防接種データベースについて、設計・開発業務の調達を実施**。（118）

【ワクチン製造体制】

- 平時は企業のニーズに応じたバイオ医薬品を製造し、感染症有事の際にはワクチン製造へ切り替えることができる**デュアルユース設備の国内製造拠点の整備に着手**。（101）【経】
※ ワクチン製造8拠点等に補助金の交付を決定し、整備を開始。

【情報提供】

- 緊急時に迅速な薬事承認を可能とする緊急承認制度について、わかりやすくまとめたリーフレットを作成し、情報提供。（116）

⑧医療

政府行動計画のポイント

- 医療の提供は、**健康被害を最小限にとどめ、国民が安心して生活を送るという目的を達成する上で不可欠な要素**である。また、健康被害を最小限にとどめることは、**社会経済活動への影響を最小限にとどめること**にもつながる
- 感染症医療及びその他の通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療を滞りなく提供するために、**平時から、**予防計画及び医療計画に基づく都道府県と医療機関の医療措置協定の締結等**を通じて、有事に関係機関が連携して、感染症医療を提供できる体制を整備する。有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応することで、国民の生命及び健康を守る

令和6年度までの主な取組

【医療提供体制の整備】

- 令和5年5月に「**「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン**」について」等を発出し、各都道府県における協定締結を促進。**都道府県は、当該通知等も参考に管内の医療関係団体等とも連携を取り協定を締結。**（121）

（令和7年1月1日時点の協定締結状況）

- ①病床確保 目標：45,681床 実績：48,513床
- ②発熱外来 目標：41,643機関 実績：40,150機関
- ③自宅療養者等への医療提供
病院・診療所 目標：23,481機関 実績：26,211機関
薬局 目標：31,053機関 実績：48,552機関
訪問看護事業所 目標：5,075機関 実績：5,890機関
- ④後方支援
協定締結医療機関数 目標：4,319機関 実績：6,149機関
- ⑤医療人材派遣
派遣可能医師数 目標：3,067人 実績：4,442人
派遣可能看護師数 目標：4,921人 実績：7,406人

【人材の育成】

- 令和4年の改正医療法において、**DMAT、DPAT及び災害支援ナース**を「災害・感染症医療業務従事者」として法令上位置づけ、当該人材の**養成・確保**を実施。（135）

<登録者数>

日本DMAT：18,909人（令和7年3月時点）、日本DPAT：1,260人（令和7年3月時点）、災害支援ナース：8,408人（令和7年3月時点）

- 人工呼吸器やECMOを取り扱う医療人材を養成**するため研修会を実施。（136）

※ 約260人の医療従事者を対象に令和6年度に8回

【医療機関の設備整備・強化】

- 協定締結医療機関が実施する施設・設備整備**（個室病室（約200医療機関）、病棟のゾーニング（約130医療機関）、簡易陰圧装置（約290医療機関）等）**に対して支援**を実施。（141）

令和7年度以降の主な取組方針

- 医療提供体制の整備状況について、毎年1回、協定締結医療機関に対し医療措置協定の準備状況に係る報告の求めを実施。（121）
- DMAT、DPAT、災害支援ナースについて養成・登録の状況を定期的に確認。令和7年度から、DMATの事務局をJIHSへ移管し、有事における健康危機対応を迅速に行う体制を構築。（135）
- 引き続き、関係団体等のニーズを踏まえつつ、研修等を通じて人工呼吸器やECMOを取り扱う医療人材を養成。（136）
- 協定締結医療機関が実施する施設・設備整備に対して支援。（141）

⑨治療薬・治療法

政府行動計画のポイント

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に、**速やかに有効な治療薬の確保及び治療法を確立**し、全国的に普及させることが重要
- ・ 平時から**重点感染症に対する感染症危機対応医薬品の研究開発**を推進し、活用に至る一連のエコシステムの構築を支援する
- ・ 有事には、平時に構築した体制を活用して**基礎研究から臨床、薬事承認、生産、配分、流通管理、確保等**の取組を進め、治療薬の公平な普及に努める
- ・ 臨床情報やゲノム情報等の迅速な共有を実現するDXの推進や、抗インフル薬等の備蓄、対症療法薬の確保等に係る調整、中長期的予後の把握と合併症に対する治療法等の研究等について平時から準備を進め、有事における危機対応能力の強化を行う

令和6年度までの主な取組

【重点感染症に対する研究開発の推進】

- ・ 令和6年度において、厚生科学審議会感染症部会危機対応医薬品等に関する小委員会の下に「重点感染症作業班」を設置、重点感染症の見直しの議論を開始し、結論を得た。（152）
- ・ 令和6年度、AMED「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業」において、重点感染症に対する感染症危機対応医薬品等（MCM）の課題を約20課題採択。（151）
- ・ 「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業」において**MCMの開発に関する研究を推進**。（151）
- ・ 令和6年4月より新興・再興感染症データベース（REBIND）を発展的に拡張し、平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な感染症指定医療機関等からなる**感染症臨床研究ネットワークを構築し、臨床情報・検体等を速やかに収集する体制を構築**。（154）

【DXの推進】

- ・ 感染症臨床研究ネットワークにおいて、医療機関の電子カルテから臨床研究に必要な情報の一部を自動抽出できるような仕組みを構築中。（164）

【感染症危機対応医薬品等の生産、流通体制の整備】

- ・ 製造販売業者に対して平時は6か月に1回、供給不足発生のおそれがある時は1か月に1回、供給不足発生後は1週間に1回の頻度で**感染症治療薬の在庫量や出荷量等の報告**を求めるとともに、これらのデータを踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬等の増産に必要な**設備整備の補助**を行い、当該製造販売業者の生産体制を強化。（169）

【抗インフル薬等の備蓄】

- ・ 国は抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標（1,750万人分）を管理・備蓄し、都道府県に対し備蓄目標量（47都道府県合計1,750万人分）を周知、現在の備蓄量について報告を得た。（172）

令和7年度以降の方針

- ・ 令和7年4月より感染症臨床研究ネットワーク(iCROWN)の本格運用を実施するとともに、対象感染症の拡大を検討。（154）引き続き、以下の取組等を実施。
- ・ 新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業を通じて、重点感染症に対するMCMの研究開発を推進。（151）
- ・ 感染症治療薬について製造販売業者に対して、必要に応じて増産要請や、在庫量や出荷量等の報告を求めるとともに、当該製造販売業者の必要な強化を実施。（169、174）
- ・ 抗インフルエンザ薬の備蓄を行うとともに、流通に係る医薬品卸等関係者等との調整を実施。（168、172、174）

⑩検査

政府行動計画のポイント

- 検査の目的は、**患者等を診断し早期に治療につなげる**こと、**流行実態の把握**、患者等からの**感染拡大防止**であり、その適切な実施は、まん延防止のための適切な対策の検討・実施、**機動的な切替えのための重要な要素**
- 必要な人が必要なときに迅速に検査にアクセスできることは、感染症発生後一定程度の時間が経過した段階において、まん延防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る
- 平時には**機器や資材の確保**、**発生直後より検査の立上げ**、流行初期以降では病原体や検査の特性を踏まえた**検査実施の方針の柔軟な変更**を行う

令和6年度までの主な取組

【迅速な検査の立上げ】

- 令和6年度に都道府県による民間検査機関との**検査等措置協定の締結状況を確認**するとともに、**検査実施可能数を把握**するための調査を実施。(178)
(令和6年9月末時点)
流行初期 目標 約10万件/日 実績 約29万件/日
流行初期以降 目標 約46万件/日 実績 約49万件/日
- 病原体検出法の確立及びその手法を展開する初動体制を確保するため、令和6年度に国立感染症研究所と地方衛生研究所等とが協力して行う**病原体検査体制訓練を実施**。(179)
- 地方衛生研究所等の研修や実践型訓練に係る支援を行っているほか、令和6年度から、地方衛生研究所等の**感染症検査室に係る施設整備**のための支援を実施。(179)

- 検査の実施状況や検査陽性割合等を効率的に把握するための方法の確立及び体制の検討を進めるため、令和6年度より検査データの情報収集・分析・共有体制の整備に向けた調査事業を実施。(188)

【検査試薬等の研究開発支援】

- 医療機器等における先進的研究開発・開発体制強靱化事業等において、**検査機器を含む医療機器を対象にした国内製造の促進を目的とする研究開発支援を実施**。(193)【経】
- 新型インフルエンザ等の発生時における審査・承認の手続きの迅速化のため、「**体外診断用医薬品規制と審査の最適化のための協働計画 2024**」を策定。本計画において、「5) 海外をはじめとして**新たな感染症が発生した際の体外診断用医薬品開発における留意点等について検討を行う**。」こととしており、産業界と議論を開始。(196)

令和7年度以降の主な取組方針

引き続き、以下の取組等を実施。

- 検査等措置協定の締結状況を確認するとともに、検査実施可能数を把握するための調査を実施。(178)
- 病原体検査体制に係る訓練を実施予定であり、地方衛生研究所等を巻き込んだ検査体制構築のための検討を行うとともに、地方衛生研究所等の研修等や施設整備について支援を実施。(179)
- 検査機器を含む医療機器を対象にした国内製造の促進を目的とする研究開発支援を実施。(193)【経】
- 各種規制の国際整合を進めながら、体外診断用医薬品の規制と審査の最適化を目指した課題に取り組む。(196)

⑪保健

政府行動計画のポイント

- 都道府県等は、**地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施**し、住民の生命及び健康を保護する必要がある
- 都道府県等が効果的な感染症対策を実施するため、感染症危機時の中核となる存在である**保健所及び地方衛生研究所等において、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整、移送、健康観察、生活支援等を行う**
- 感染が拡大した時における業務負荷の急増に備え、都道府県等は、**平時からの体制構築、有事に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う**とともに、これらの取組に資するよう国が必要な要請・支援を行う

令和6年度までの主な取組

【平時からの体制整備】

- 令和6年度から、自治体職員を対象に、地域の感染症危機管理においてリーダーシップを発揮することができる人材を育成するための**感染症危機管理リーダーシップ研修を実施**。また、**実地疫学専門家養成コース（FETP）を通じた疫学専門家等の養成及び連携の推進を実施**。（201）
- 令和6年度に、都道府県等による効果的なIHEAT※運用のため、IHEAT運用要領を一部改正。（202）
※ Infectious disease Health Emergency Assistance Team
- 令和5年度から、**保健所や地方衛生研究所等の実践型訓練に係る支援を開始し、令和6年度には保健所も対象として、26件の支援を実施**。（208）

【有事に優先的に取り組むべき業務の整理】

- 令和5年度から、都道府県等に対し、全国の保健所における**健康危機対処計画の策定・見直し状況等について調査**し、次の感染症危機に備えた保健所の体制整備の状況を把握。令和7年1月31日時点で、全国の462保健所のうち、81%の保健所において策定済み。（203）

【ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化】

- 新型コロナ対応での課題を踏まえ、令和6年度に、G-MISにより協定締結医療機関の協定に定める準備状況等を平時・有事において報告する仕組みを構築。また、感染症サーベイランスシステムにおいても、平時・有事における報告の仕組みを整備。（226）

令和7年度以降の主な取組方針

- 全国知事会等とも連携しつつ、応援職員の広域応援派遣調整の仕組みを検討。（200）
- 引き続き、以下の取組等を実施。
- 感染症危機管理リーダーシップ研修や実地疫学専門家養成コースを通じた疫学専門家の育成、IHEAT専門講習を実施。（201、202）
 - 保健所や地方衛生研究所等の研修や実践型訓練に係る支援を実施。（208）

⑫物資

政府行動計画のポイント

- ・ 医療機関を始めとした必要な機関に、有事の際に必要な**感染症対策物資等が十分に行き渡る仕組みを形成**
- ・ 初動期、対応期においては、準備期に形成した仕組みに基づき**感染症対策物資等の円滑な供給を行う**

令和6年度までの主な取組

【感染症対策物資等が十分に行き渡る仕組みの形成】

- ・ 政府行動計画に基づき新型インフルエンザ等対策の実施に必要なとなる**マスク等の个人防护具について備蓄**を行っており、定期的に備蓄状況を調査し、国・都道府県・協定締結医療機関の備蓄合計が備蓄水準を上回るものであることを確認。（235）
- ・ 令和6年12月に、G-MISを使用して**協定締結医療機関における个人防护具の備蓄、人工呼吸器の配置状況を確認**。（236、239）
- ・ **个人防护具の備蓄品目や備蓄水準について政府行動計画ガイドラインにおいて記載し**、令和6年9月、11月に都道府県に対して令和7年度からの**都道府県備蓄に関する事務連絡を发出**。（239）

【感染症対策物資等の生産要請等】

- ・ ワクチン用のシリンジ、ワクチン用の注射針等について、製造販売業者に対し**需給状況・生産（輸入）計画を把握するため**、令和6年10月に**報告徴収を実施**。（233）
- ・ 个人防护具については、「个人防护具の国内生産・輸入実態把握調査」を年1回行っており、**有事に備え平時より国内の个人防护具の生産・輸入状況を把握**（令和6年度調査は令和7年1月に実施）。（233）
- ・ 感染症対策物資等の生産設備導入を過去支援した補助事業者から、導入を支援した生産設備の稼働状況及び今後の国内発生において活用する上での課題を聴取し、**中長期的な生産設備の維持に関する見通しを確認**。（234）【経】

令和7年度以降の主な取組方針

引き続き、以下の取組等を実施。

- ・ 个人防护具の国内生産・輸入実態把握調査を実施し、都道府県とも連携。（233、235）
- ・ ワクチン用のシリンジ、注射針等について製造販売業者に対し、報告徴収を通じて、需給状況・生産（輸入）計画を把握。（233）
- ・ 人工呼吸器の配置状況を確認。（236、239）
- ・ 感染症対策物資等の生産設備導入を過去支援した補助事業者との情報共有を年1回程度、定期的に行い、導入を支援した生産設備の状況及び今後の国内発生において活用する上での課題を把握。これらの課題に応じて、必要な対応を検討。（234）【経】

⑬ 国民生活及び国民経済の安定の確保

政府行動計画のポイント

- ・ 新型インフルエンザ等発生時には、国民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある
- ・ 国及び地方公共団体は新型インフルエンザ等発生時に備え、**事業者や国民に必要な準備を行うことを勧奨**する
- ・ **指定（地方）公共機関は業務計画の策定等、事業継続のための準備**を行う
- ・ 新型インフルエンザ等発生時には、事業者や国民は、自ら事業継続や感染防止に努め、国及び地方公共団体は、国民生活及び社会経済活動への影響を考慮し、必要な対策・支援を行う

令和6年度までの主な取組

【事業者や国民に対する必要な準備の勧奨】

- ・ 業界団体や事業者における感染対策の実施及び事業継続に関する取組状況等について、業所管省庁との情報共有体制を整備。((247))【統】
- ・ 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン（令和6年8月全面改定）について周知し、**業務継続計画の策定を促進するため、「次の感染症危機に備え、事業者の皆様が心がけていただきたいこと」を周知。**((250、252))【統】
- ・ 政府行動計画を踏まえ、広報・啓発資料として、リーフレット（「次の感染症危機に備えましょう」）を作成・公表（令和6年12月）。((252、255))【統】

【指定公共機関における事業継続のための準備】

- ・ 令和6年9月に「新型インフルエンザ等対策に関する指定公共機関に係る説明会」を開催し、政府行動計画の改定を踏まえた業務計画の改定に関して周知。((251))【統】
- ・ 令和6年9月以降、都道府県を通じて指定地方公共機関に対して、**業務計画の改定に係る各種情報提供等を行い、業務計画の改定に関する支援を実施。**((251))【統】

【国民生活等への影響を考慮した必要な対策・支援】

- ・ 給付金等の申請手続の際、口座情報の記載や通帳の写し等の添付が不要となること等を目的として「**公金受取口座登録制度**」を整備。令和6年12月末時点で約6,354万件登録。((248))【デ】
- ・ 自治体が行う国民向けフロントサービスや事務処理に関し、デジタル庁において、自治体で共同利用できる「**給付支援サービス**」を提供。((248))【デ】
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応時に行った法令等の弾力的な対応等の特例について整理。((249))【統、全省庁】

令和7年度以降の主な取組方針

- ・ 引き続き、業所管省庁との情報共有体制の整備、並びに事業者等に対する業務継続計画に関する周知、感染症対策等に関する情報提供及び事業業務継続に関する周知を実施。((247、250、252、255))【統】
- ・ 引き続き、業務計画の改定未了の指定公共機関の改定を促すとともに、関連情報を提供。((251))【統】
- ・ 引き続き、各種媒体を通じた制度の周知や、金融機関経由の登録の実施など、登録促進に向けた取組を実施。((248))【デ】
- ・ 有事における法令等の弾力的な運用に向け、具体的な対応方針を整理。((249))【統、全省庁】